

## 個別施設計画

土木総務課No.	35
----------	----

策定年月日	R2年1月10日
-------	----------

<b>1 対象施設・施設概要</b>					
施設情報					
施設名称	樽水ダム管理事務所	所管所属名称	仙台地方ダム総合事務所		
公共施設等総合管理方針施設分類					
大分類	公用施設	中分類	庁舎	小分類	単独庁舎
主要建物概要					
構造	棟情報一覧のとおり	用途	単独庁舎	建築日	棟情報一覧のとおり
経過年数	棟情報一覧のとおり	耐用年数	棟情報一覧のとおり	目標使用年数	棟情報一覧のとおり
運営方式	直営	管理者名称	仙台地方ダム総合事務所	全延床面積 (㎡)	212.7㎡
所在地	名取市高館川上字長畑72				
<b>2 計画期間</b>					
令和2年から令和11年までの10年間					
<b>3 点検・診断によって得られた個別施設の状態</b>					
別添「県有建築物保全点検結果報告書」のとおり					
<b>4 当該施設の必要性</b>					
設置根拠規定等	地方自治法第155条第1項, 第156条第1項 行政組織規則第97条の2項ほか	必要性の有無	有		
業務内容	行政組織規則第97条の2項				
必要性の判断理由	樽水ダムの管理上必要となる付属施設であり, 治水管理上不可欠な施設群である。				
<b>5 施設ごとの今後の対策</b>					
管理に関する基本的な考え方を踏まえた施設の管理方針	<p>職務遂行に当たり必要不可欠な施設であり、適正な維持管理が必要であることから、今後も適切な維持管理に努める。</p> <p>点検・補修結果については、データを蓄積し今後の施設保全に活用する。</p> <p>また、予防保全の考え方を取り入れ、劣化状況等に応じた周期的な改修等を図るとともに、計画的な修繕・更新を行う。</p> <p>(新耐震基準に基づき建設された施設であることから、今後は非構造部材の安全対策も検討する。)</p>				
施設間・対策間の優先順位の判断内容	<p>係船上屋は、ダム湖の水質汚濁やダムへの転落が発生した場合の対応を行う際に必要となる船舶を係留しており、車庫やプロパン庫と比較し重要度が高い。</p> <p>令和元年度に実施した点検結果では、外壁・内壁に劣化が認められ、一部C判定の項目もあることから、計画的補償が必要である。</p> <p>今後は、計画的な保全点検に努めながら適正な維持管理をしていく。</p>				





施設名称: 樽水ダム管理事務所

建築物名称: 車庫

所在地: 名取市高館川上長畑72

①用途: 車庫・倉庫等

②延べ面積: 116 m<sup>2</sup> ③階数: 地上1階

④竣工年度: 昭和 51 年度

項目	指摘事項(不具合内容, 関係法令)及び対策等	
1 - 敷地及び地盤	(指摘項目)	判定
		A
(対策等)		
2 - 建築物の外部	(指摘項目) 外壁モルタルにひび割れが確認できます。 外壁面等にツタの繁茂が確認できます。	判定
		C
(対策等) 外壁モルタルにひび割れについては, 計画的な修繕が望まれます。 外壁面等にツタの繁茂がにひび割れについては, 定期的な伐採・清掃が必要です。		
3 - 屋上及び屋根	(指摘項目) 排水口付近に落葉等の堆積及びドレーン金物の脱落が確認できます。	判定
		B
(対策等) 排水口付近の落葉等のゴミや泥の堆積は, 排水管の詰まりの原因となりますので, 定期的な清掃が必要です。また, ドレーン金物は, 排水管へのゴミ等の侵入を防ぐ上で, 重要ですので, 早急な対応が望まれます。		
4 - 建築物の内部	倉庫内壁開口部周りにひび割れがあります。	判定
		C
(対策等) 計画的な修繕が望まれます。		
5 - 避難施設等(※)	(指摘項目)	判定
		—
(対策等)		
6 - その他	(指摘項目)	判定
		—
(対策等)		
特記事項		

※ 判定欄には、建築基準法上の支障の有無について、以下の指標により記入願います。

A 「指摘なし」: 支障なし B 「要注意」: 経過観察が必要

C 「要計画改修」: 長寿命化の観点から計画的な対策が必要

D 「要是正」: 危険防止の観点から早急な対策が必要

・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

点検実施日: 令和元年10月31日